

第 117 期

定時株主総会 招集ご通知



Dainichiseika

証券コード 4116

日 時

2020年6月26日（金曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

場 所

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号

当社本社ビル9階 彩鳳

決議事項

- 第1号議案
剰余金の処分の件
- 第2号議案
取締役7名選任の件
- 第3号議案
補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案
当社株式の大規模買付行為に関する
対応策（買収防衛策）の継続の件



新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、本年は株主総会当日にご来場なさらずに書面又はインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。（書面又はインターネット等による議決権行使の詳細は、4頁及び5頁にございます。）

感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。

ご来場の株主様におかれましては、マスクを着用いただき、会場設置のアルコール消毒液の噴霧、体温測定、ソーシャルディスタンスの確保にご協力をお願い申し上げます。

また、株主総会に出席する取締役及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

Top Message



株主の皆様へ

「彩りとアイデアをカタチにする」 化学メーカーです。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社グループは、色彩の総合メーカーとして、1931年の創業以来、世の中の技術革新にいち早く注目し、新しい技術、製品を生み出すことで、ファインケミカルの立場から社会に貢献してまいりました。

これからも、化学合成技術や着色技術により、さまざまな素材を美しく彩り、また、変革の著しいＩＴ社会の中でも、色彩技術の革新に挑戦し、色彩情報文化を支えていきます。

グローバルな競争は今後ともますます厳しくなりますが、ダイバーシティを推進して柔軟な思考力や行動力を保つこと、地道な努力を重ねて技術革新を進め、新市場参入や新分野創出にチャレンジすること、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を進めること、これらをバランス良く推し進めることで、引き続き持続的な成長を目指してまいります。

すべてのステークホルダーの皆様のご期待に誠実にお応えし、信頼される企業となるよう弛まぬ努力をこれからも続けてまいります。今後とも皆様の変わらぬご支援を宜しくお願い申し上げます。



代表取締役社長

高橋 弘二



企業理念

行動指針



人に興味を持つ 新しいことに興味を持つ 未来に興味を持つ

人間は面白い。
その面白い人間が作っているのが企業であり、また顧客です。
全ての経済原則、経営理論は、人の行動原理に基本があります。
人に興味を持つ。

新しいことはワクワクする。
技術革新や商品開発は顧客や市場を開拓すると同時に、人間も活性化します。
新しいことに興味を持つ。

未来を考えることは楽しい。
未来は子供たちのものです。
未来を考えれば、人も企業も自分だけでは生きて行けないことが分かります。
顧客の発展が無ければ、当社は富んでも長続きしません。
更に、社会に生かされなければ、人も企業も存続し得ません。
未来に興味を持つ。

大日精化工業株式会社

代表取締役社長 高橋弘二

第117期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで**に行ってくださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時	2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場所	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号 当社本社ビル9階彩鳳
3. 目的事項	報告事項 1. 第117期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第117期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日、お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部です。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ <http://www.daicolor.co.jp/>

＞ 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（6頁～27頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

株主総会日時：2020年6月26日（金曜日）
午前10時

株主総会会場：東京都中央区日本橋馬喰町
一丁目7番6号
当社本社ビル9階彩鳳



「議決権行使書」をご郵送いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。（下記の行使期限までに到着するようにご返送ください）

行使期限：2020年6月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



議決権行使書のご記入方法

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

議案	第1号議案	第2号議案（下の候補者を除く）	第3号議案	第4号議案
賛否表示欄	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

議決権行使コード
000000000000000000000000

パスワード
00000000

○○○○○○○

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案（下の候補者を除く）	第3号議案	第4号議案
賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否

※各議案につきまして、賛否の記載がない場合、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

- 賛成する場合→「賛」を○で囲んでください。
- 否認する場合→「否」を○で囲んでください。
- 一部の候補者を「賛」の欄に○印をし、反対する反対する場合→候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使の場合は次頁をご覧ください。



インターネット等による議決権行使の場合

パソコン、スマートフォンから以下に記載の議決権行使ウェブサイトアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限：2020年6月25日（木）午後5時30分まで

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使に際しては、以下の事項をご了承のうえ、ご行使ください。

一 議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ・バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。（「QRコード®」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）
- ・株主様のインターネットご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。
- ・インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。



一 議決権行使手順

①アクセス

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>にアクセス



「次へすすむ」をクリック

②ログイン

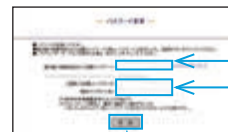
議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック



「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

③パスワード変更

初回ログイン時には、パスワード変更画面に遷移いたします。パスワードを入力し、株主様がご使用になるパスワードに変更してください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

以降、画面の案内にしたがい議決権をご行使ください。

一 重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- ※書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- ※インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル ご利用時間 午前9時～午後9時（土・日・祝日を除く））

【機関投資家の皆さまへ】

上記のインターネット等による議決権の行使のほかに、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第 1 号 議 案

剰余金の処分の件

剰余金の処分ににつきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

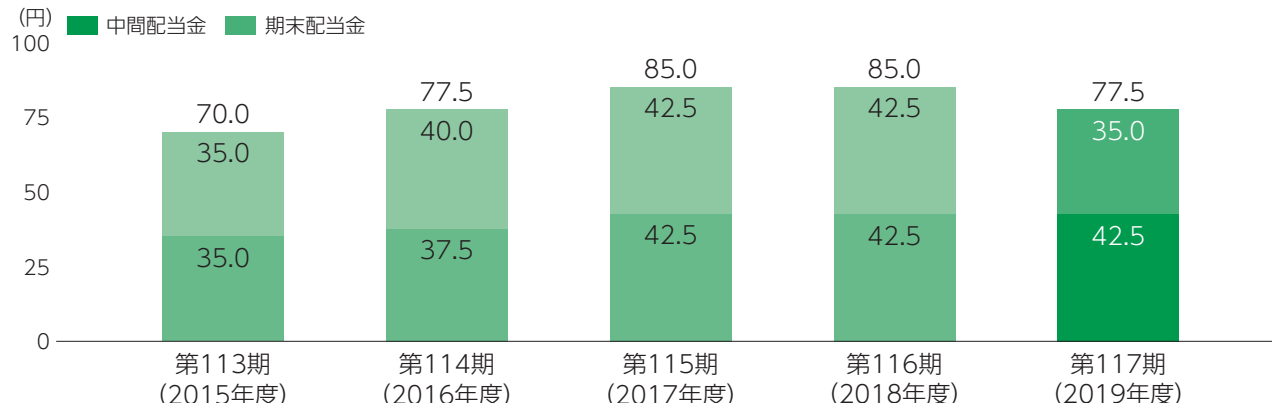
期末配当に関する事項

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、将来の事業展開、経営基盤の強化並びに内部留保の充実等の事項を総合的に勘案しつつ、株主各位への利益還元を重視した配当政策を継続的に実施することを基本方針としております。

第117期の期末配当につきましては、当期の業績や財政状態及び経営環境等を総合的に勘案いたしました結果、以下のとおりといたしたく存じます。

①配当財産の種類	金銭
②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式 1 株につき金35.0円 総額649,789,280円 なお、中間配当金として42.5円をお支払いしておりますので、年間配当金は77.5円となります。
③剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月29日

〈ご参考〉1 株当たり配当金の推移



注) 2017年10月1日付で株式併合（普通株式5株を1株に併合）を行っております。

株式併合後の基準で換算した金額を株式併合調整後1株当たり配当金として記載しております。

第 2 号 議 案

取締役 7 名 選 任 の 件

取締役の全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（年齢）	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	再任 たか はし こう じ 高橋弘二（満59歳）	代表取締役社長 業務推進室、社長室、秘書室、内部監査室、特定事業企画室担当	100% (13回／13回)
2	再任 こ し ょ う よ し た か 小城義尚（満66歳）	取締役 技術機構総括	100% (13回／13回)
3	新任 ひろ た けい じ 廣田恵司（満67歳）	常務執行役員 推進機構担当、総務・人事本部、広報本部担当	--
4	再任 さい どう おさむ 齋藤修（満66歳）	取締役 生産機構担当、各製造事業所、生産推進本部、施設・設備本部担当	100% (13回／13回)
5	新任 いちの せき まさ ふみ 一関昌文（満66歳）	常務執行役員 事業機構担当、化成品事業部、合樹・着材第2事業部、コート材事業部、グラビアインキ事業部担当	--
6	再任 たき の ひろ ゆき 瀧野裕之（満72歳）	社外 独立 社外取締役	100% (13回／13回)
7	再任 やま だ つね た ろ う 山田恒太郎（満78歳）	社外 独立 社外取締役	100% (13回／13回)

<ご参考> 取締役候補者の指名方針と選任手続

- 以下の基準を満たす者の中から、代表取締役社長が必要に応じて社外役員を主要な構成員とする諮問委員会を経て候補者を選び、取締役会に提案し、取締役会がその決議により候補者を選任します。
- 一 取締役としての職務執行に影響を及ぼすような利害関係等を有していないこと
 - 二 取締役としての職務執行に高いバイタリティを有していること
 - 三 高い人望、品格、倫理観を有していること
 - 四 高い経営的知識を有し、客観的判断能力、先見性等に優れていること
 - 五 その他、コーポレートガバナンス構築の観点から取締役に求められる資質を有していること
- 社外取締役の指名については、上記方針に加えて、別途以下の基準を満たすことを条件としています。
- 一 出身の各分野において高い見識を有していること
 - 二 独立した立場から、取締役会における意思決定にあたり、妥当性、適正性の観点から適確な助言、提言ができること
 - 三 社外取締役の独立性確保のための基準を満たしていること

1

たか はし こう じ
高橋弘二

1961年4月30日生（満59歳） 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	新日本製鐵株式会社（現 日本製鐵株式会社）入社		当社内部監査室担当 現在に至る
1993年7月	当社入社		当社生産企画室担当
1997年10月	当社経営管理室長	2018年4月	当社特定事業企画室担当 現在に至る
1998年6月	当社取締役	2019年4月	当社業務推進室担当 現在に至る
2000年6月	当社専務取締役		当社環境安全統括室担当
2009年7月	当社取締役副社長		当社品質化学品統括室担当
2011年6月	当社代表取締役社長 現在に至る		
2014年6月	当社社長室担当 現在に至る 当社秘書室担当 現在に至る		

（重要な兼職の状況）
ディー・エス・エフ株式会社 代表取締役社長

選任理由

当社グループの一員として、社業全般に係る業務に携わることにより、豊富な実務経験を積み業務全般について熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において十分に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。



取締役在任期間

22年

取締役会への出席状況

100%（13回／13回）

所有する当社の株式数
45,832株

2

こ しろ よし たか
小城義尚

1953年11月29日生（満66歳） 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社		当社技術管理本部担当
2014年11月	当社技術統括本部室次長		当社基幹技術本部担当
2015年4月	当社執行役員		当社事業開発本部担当
2015年6月	当社技術機構統括補佐兼技術管理本部本部長	2017年4月	当社合成研究本部担当 当社分散研究本部担当
2016年4月	当社上席執行役員	2019年4月	当社品質化学品統括室室長
2016年6月	当社取締役 現在に至る 当社技術機構統括 現在に至る	2020年4月	当社CSR・リスク管理推進本部 本部長 現在に至る

選任理由

当社グループの一員として、技術管理本部本部長等を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。技術機構統括としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。



取締役在任期間

4年

取締役会への出席状況

100%（13回／13回）

所有する当社の株式数
2,500株

株主総会参考書類

3 ひろ た けい じ 廣田恵司

1952年7月23日生（満67歳） **新任**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月	当社入社	2018年6月	当社常務執行役員 現在に至る
2012年4月	当社中部支社 支社長		当社推進機構担当 現在に至る
2014年4月	当社総務・人事本部室 室長		当社総務・人事本部担当
	当社東日本支社 支社長		現在に至る
2015年4月	当社総務・人事本部 本部長		当社広報本部担当 現在に至る
2016年2月	当社広報本部 本部長		
	現在に至る		
2016年4月	当社執行役員		
2018年4月	当社上席執行役員		

選任理由

当社グループの一員として、総務・人事本部や広報本部を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。総務・人事本部や広報本部担当としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。



所有する当社の株式数
3,000株

4 さい とう おさむ 齋藤修

1953年7月27日生（満66歳） **再任**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社	2016年6月	当社各製造事業所担当
2012年4月	当社東京製造事業所事業所長		現在に至る
2013年4月	当社執行役員		当社CSR・リスク管理推進本部
2015年4月	当社上席執行役員		本部長
2015年6月	当社取締役 現在に至る	2019年4月	当社生産推進本部担当
	当社生産機構担当 現在に至る		現在に至る
	当社施設・設備本部担当		当社環境安全統括室室長
	現在に至る		

選任理由

当社グループの一員として、東京製造事業所事業所長等を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。生産機構担当としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを期待できるため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。



取締役在任期間
5年

取締役会への出席状況
100%（13回／13回）

所有する当社の株式数
2,500株

5 いちの せき まさ ふみ 一関昌文

1954年4月5日生（満66歳） **新任**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4 月	当社入社	当社化成品事業部担当
12月 4 月	九州事業所所長	現在に至る
	九州大日精化工業株式会社	当社合樹・着材第2事業部担当
	代表取締役社長	現在に至る
2014年11月	当社オフセットインキ事業部	当社コート材事業部担当
	事業部長	現在に至る
2016年 4 月	当社執行役員	当社グラビアインキ事業部担当
2017年 4 月	当社購買本部 本部長	現在に至る
2019年 6 月	当社常務執行役員 現在に至る	
	当社事業機構担当 現在に至る	



所有する当社の株式数
2,700株

選任理由

当社グループの一員として、九州事業所所長や九州大日精化工業株式会社社長を経験すると同時に、オフセットインキ事業部事業部長、購買本部本部長を歴任の上、常務執行役員としての立場から、事業機構の主要な事業部を担当する等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。事業所長や事業機構担当としての委嘱を踏まえ、またその経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を強化することを十分に期待できるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。

6 たきの ひろ ゆき 瀧野裕之

1947年11月28日生（満72歳） **再任** **社外** **独立**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年 4 月	大阪合同株式会社
	（現 オー・ジー株式会社）入社
1994年 4 月	同社社長室長
1997年 6 月	同社取締役総企画室長
2001年 6 月	同社常務取締役海外担当
2003年 6 月	同社専務取締役営業本部長
2005年 6 月	同社代表取締役社長
2013年 6 月	同社代表取締役会長
2014年 6 月	当社取締役 現在に至る
2019年 6 月	オー・ジー株式会社相談役
2020年 3 月	同社退職



取締役在任期間
6年

取締役会への出席状況
100%（13回／13回）

所有する当社の株式数
0株

選任理由

オー・ジー株式会社の代表取締役会長を歴任しておられます。同氏の企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能強化等、当社経営体制の一層の強化・充実に貢献することを期待できる人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

株主総会参考書類

7 山田恒太郎

1941年9月13日生（満78歳） 再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1964年 4 月	安藤建設株式会社 （現 株式会社安藤・間）入社	2003年 6 月	同社取締役執行役員副社長建築 本部担当・社長室長・秘書室担 当
1993年 6 月	同社取締役横浜支店長	2004年 4 月	同社代表取締役社長執行役員社 長
1997年 6 月	同社常務取締役社長室兼秘書 室・情報センター担当	2011年 4 月	同社代表取締役会長
1999年 6 月	同社専務取締役建築本部長・労 政安全担当・社長室長・秘書室 担当・NA運動推進室長	2012年 4 月	同社相談役
		2013年 3 月	同社退職
		2015年 6 月	当社取締役 現在に至る



取締役在任期間
5年

取締役会への出席状況
100%（13回／13回）

所有する当社の株式数
0株

選任理由

安藤建設株式会社（現 株式会社安藤・間）の代表取締役会長を歴任しておられます。同氏の企業経営に関する豊かな経験と高い見識に基づき、広範でかつ高度な視点から当社グループの企業活動に有益なアドバイスが期待できる人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

- （注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 瀧野裕之氏及び山田恒太郎氏は、社外取締役として選任するものです。
3. 瀧野裕之氏及び山田恒太郎氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ています。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第27条第2項において社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、瀧野裕之氏及び山田恒太郎氏と責任限定契約を締結しております。瀧野裕之氏及び山田恒太郎氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定です。
その契約内容の概要は次のとおりです。
- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第 3 号 議 案

補欠監査役 1 名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役 1 名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりです。

やま ぐち ひで み
山口秀巳

1954年 1 月 2 日生（満66歳） 所有する当社の株式数 0 株

社外 独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1972年 4 月 東京国税局入局
1998年 5 月 税理士資格取得
2008年 7 月 北沢税務署長
2013年 7 月 東京国税局調査第二部長
2014年 7 月 東京国税局退官
2014年 8 月 税理士開業 現在に至る
2017年 4 月 当社顧問税理士 現在に至る
2017年 6 月 当社補欠監査役 現在に至る

選任理由

国税局の要職を歴任され、また税理士としての職務経験から財務及び会計に精通し、業務及び会計監査に関する十分な見識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行することが期待できるため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものです。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者山口秀巳氏は、補欠の社外監査役として選任するものです。
3. 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第36条第 2 項において社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、山口秀巳氏が監査役に就任された場合には社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定です。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第 1 項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 山口秀巳氏が監査役に就任された場合には当社との税理士顧問契約は解消する予定です。
5. 山口秀巳氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2008年4月22日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、同年6月27日開催の当社第105期定時株主総会においてご承認をいただき、その後、直近では2017年6月29日開催の当社第114期定時株主総会においてその継続につきご承認をいただいておりますが（現行の対応策を以下「現プラン」といいます。）、その有効期限は、2020年6月開催予定の第117期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プランへ継続後も社会・経済情勢の変化、いわゆる買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

当社は、かかる検討の結果、2020年4月24日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定いたしました。つきましては、本プランの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

I. 承認の対象となる本プランの内容

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして現プランを継続したものであります。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の方針を含めた対応策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

本プランのフロー概要につきましては、別紙1をご参照ください。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付け

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが順守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが順守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者（注4）のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会委員の略歴につきましては、別紙3をご参照ください。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を速やかに公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注4：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれに準じる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

- (1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法定拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表

➤ 株主総会参考書類

明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表いたします。

(2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記4.(1)(a)～(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について提出を要請する旨のリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に日本語による書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- (c) 大規模買付行為の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- (d) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (e) 大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループ会社の役員候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

- (f) 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関する変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な回答期限（最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を設けたうえで、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、独立委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記（3）の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(3) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。さらに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

➤ 株主総会参考書類

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを順守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを順守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等、株主の皆様のご理解を求めることに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の（a）から（i）のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、上記（1）で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- （a）真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- （b）当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
- （c）当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
- （d）当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、有価証券等高額資産につき売却等の処分をさせ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売抜けをする目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
- （e）大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付けを行うことをいいます。）等、株主の皆様のご判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

- （f）大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- （g）大規模買付者による買付後の当社の経営方針等が不十分又は不適切であるため、当社又は当社グループ会社の事業の成長性・安定性が阻害され、企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- （h）大規模買付者による当社の支配権獲得により、当社はもとより、当社グループ会社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係が破壊されることとなり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- （i）大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

（3）取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記（1）又は（2）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を公表いたします。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は

➤ 株主総会参考書類

対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に公表いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記4. (1)「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会が具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、又は無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、又は新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがい、当該決定について適時・適切に開示いたします。

6. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は2023年3月31日までに終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合等、株主の皆様にも不利益が及ばない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正又は変更する場合があります。

Ⅱ．補足説明

本プランの内容は、上記Ⅰ．に記載のとおりですが、①株主の皆様にも与える影響等、並びに②本プランの合理性についてはそれぞれ以下のとおりです。

株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認いただければと存じます。

1．本プランが株主の皆様にも与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様にも与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断いただくことが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切にご判断いただくうえで前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅰ．5に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にも与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合又は大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを順守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらす等当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりませ

➤ 株主総会参考書類

ん。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等にいたがって適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

2. 本プランの合理性（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されること

本プランは、上記Ⅰ. 1「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示する

ために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において株主の皆様の本プランへの継続についてお諮りする予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

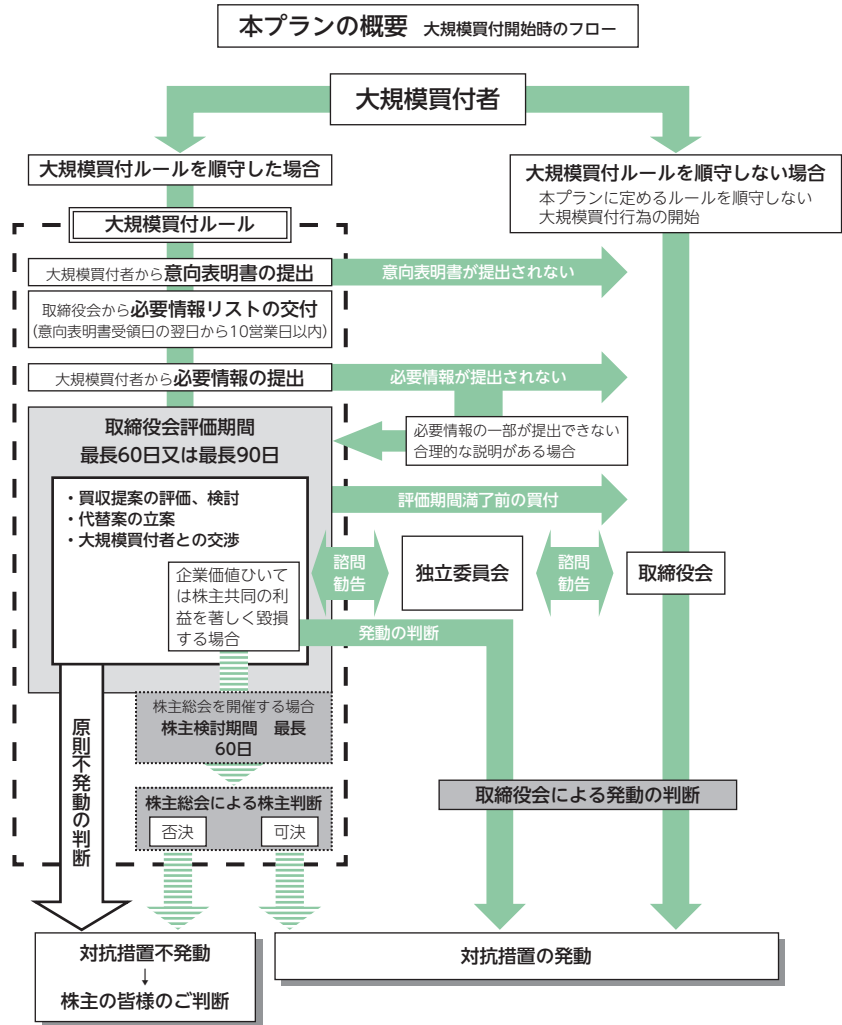
本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅰ．5「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

また、同委員会の勧告の概要は公表いたします。

(5) デッドハンド型やスローハンド型ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型の対応策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない対応策）ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としており、スローハンド型の対応策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応策）でもございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

以上

(別紙2)

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断等、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

株主総会参考書類

(別紙3)

独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

佐藤 幸平

略歴

1981年4月	長瀬産業㈱入社
2008年4月	同社情報・機能資材事業部長
2011年4月	同社執行役員・機能化学品事業部長
2015年6月	同社取締役・執行役員
2016年4月	同社取締役・執行役員・海外担当
2018年6月	同社退職
2019年6月	当社社外監査役就任（現）

伊東 君男

略歴

1968年4月	関東信越国税局入局
1996年2月	税理士資格取得
2002年7月	小千谷税務署長
2008年7月	東京国税局調査第四部長
2009年7月	東京国税局退官 税理士開業（現）
2013年4月	当社顧問税理士
2013年6月	当社補欠監査役
2017年6月	当社社外監査役（現）

山口 秀巳

略歴

1972年4月	東京国税局入局
1998年5月	税理士資格取得
2008年7月	北沢税務署長
2013年7月	東京国税局調査第二部長
2014年7月	東京国税局退官
2014年8月	税理士開業（現）
2017年4月	当社顧問税理士（現）
2017年6月	当社補欠監査役（現）

上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。なお、社外監査役佐藤幸平氏及び伊東君男氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以 上

(別紙4)

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者

➤ 株主総会参考書類

以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。なお、当社は、上記 6. の行使条件のため新株予約権の行使を認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

以 上

添付書類

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、期初から期央にかけて、米国経済は良好な雇用・所得環境が個人消費を下支えしましたが、中国経済は対米貿易摩擦により輸出が低迷、その他アジア新興国地域は対中国向けの輸出が低迷するなど、それぞれ弱含みで推移しました。日本経済は海外経済の減速により輸出が減少し、さらに10月以降の消費増税により消費者マインドが悪化、個人消費が低迷しました。加えて、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により世界経済の停滞が始まりました。

このような経済環境のもとで、当連結会計年度における売上高は、化学品事業及び高分子事業の車両業界向け製品及び化成成品事業の情報・電子業界向け顔料等が低調に推移し、1,551億8百万円（前期比9.0%減）と減収になりました。営業利益は、売上高の減収により48億5千万円（同44.4%減）、経常利益は55億8千2百万円（同39.7%減）とそれぞれ減益となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益に投資有価証券売却益を計上したほか、清算が決定したスペイン子会社の株式評価損に係る繰延税金資産を計上したことなどにより、39億7千7百万円（同2.6%増）と増益となりました。

売上高

第116期 (2019年3月期)	前期比	第117期 (2020年3月期)
170,394百万円	9.0%減	155,108百万円

営業利益

第116期 (2019年3月期)	前期比	第117期 (2020年3月期)
8,718百万円	44.4%減	4,850百万円

経常利益

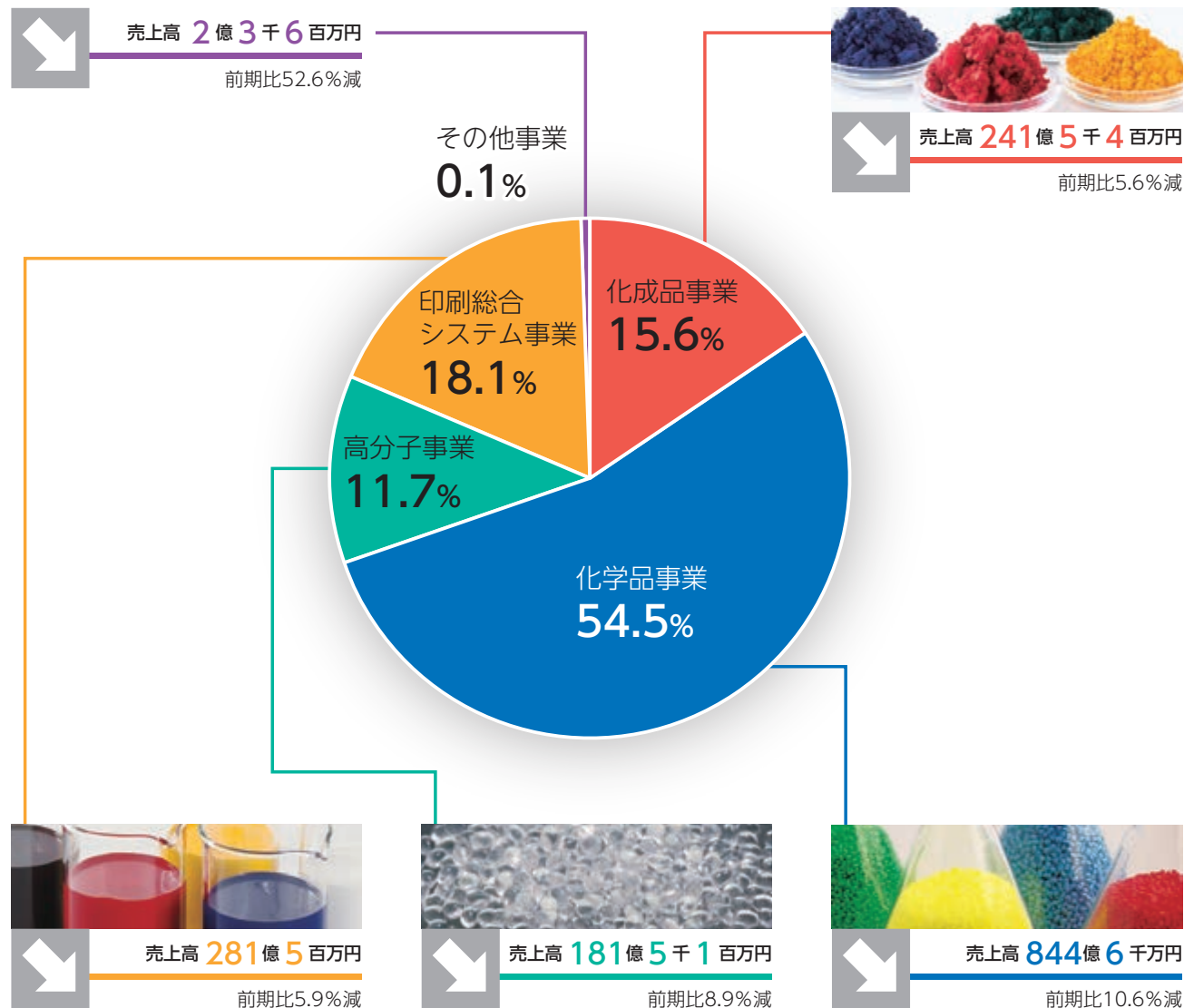
第116期 (2019年3月期)	前期比	第117期 (2020年3月期)
9,264百万円	39.7%減	5,582百万円

親会社株主に帰属する当期純利益

第116期 (2019年3月期)	前期比	第117期 (2020年3月期)
3,876百万円	2.6%増	3,977百万円

> 事業報告

売上構成比



次に事業セグメントの業績についてご報告いたします。

なお、営業利益につきましては、全社費用等の配分前で記載しております。

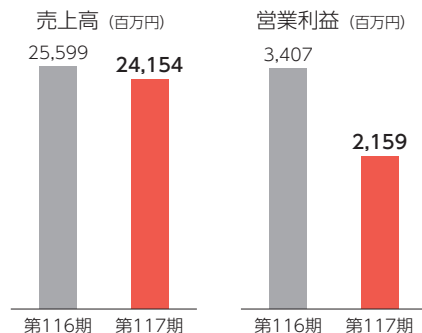
化成品事業

【主要な製品】塗料・印刷インキ、情報表示・記録用の無機・有機顔料及び加工顔料、繊維用着色剤



情報表示・記録用顔料は下期に減速し低調に推移しました。また、その他汎用顔料は低調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は241億5千4百万円（同5.6%減）、営業利益は21億5千9百万円（同36.6%減）となりました。



化学品事業

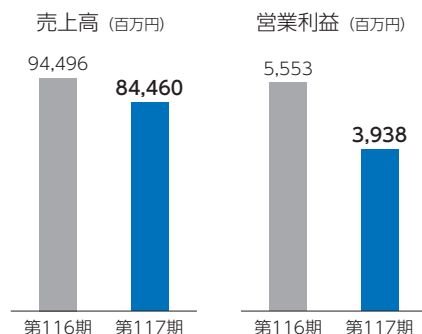
【主要な製品】マスターバッチ、樹脂コンパウンドなどのプラスチック用着色剤、紫外線・電子線硬化型コーティング剤



車両業界向けは樹脂コンパウンド及び海外向けのマスターバッチが低調に推移しました。

コーティング剤は情報・電子業界向けが堅調に推移しました。海外連結子会社においては東南アジアの樹脂コンパウンドが低調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は844億6千万円（同10.6%減）、営業利益は39億3千8百万円（同29.1%減）となりました。



高分子事業

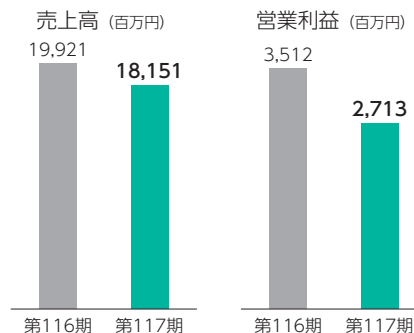
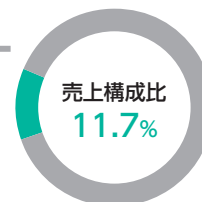
【主要な製品】ウレタン樹脂、天然物由来高分子



産業資材業界向けの特殊コーティング剤が低調に推移致しました。

また、海外連結子会社においては中国・アメリカの事業拠点の業績が低調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は181億5千1百万円（同8.9%減）、営業利益は27億1千3百万円（同22.7%減）となりました。



印刷総合システム事業

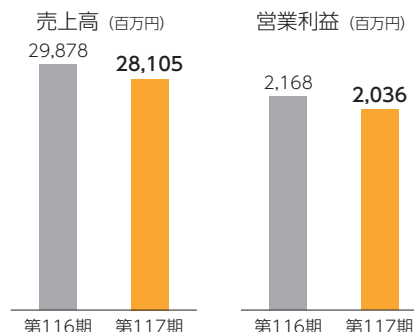
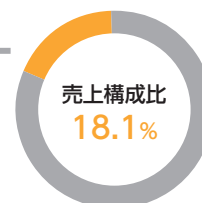
【主要な製品】印刷インキ、事業に付帯する商品とサービス



グラビアインキは国内の一般包材向けのパッケージ関連が低調に推移しましたが、海外連結子会社においては、インドネシアの拠点の業績が堅調に推移しました。

一方、オフセットインキは需要減少が続きました。

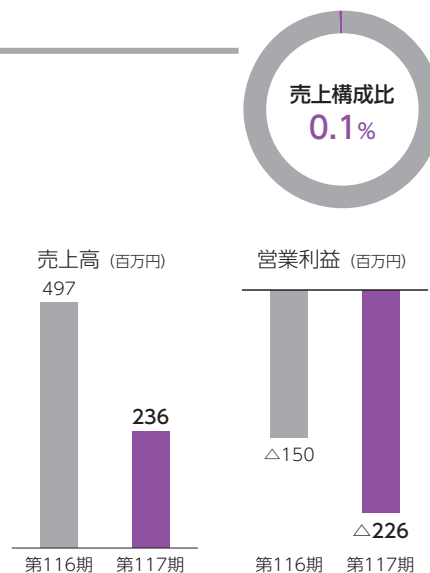
これらの結果、当セグメントの売上高は281億5百万円（同5.9%減）、営業利益は20億3千6百万円（同6.1%減）の減益となりました。



その他事業

当事業は、グループ各社等への不動産賃貸等を行っております。

当セグメントの売上高は2億3千6百万円（同52.6%減）となり、営業損失は2億2千6百万円となりました。



＞ 事業報告

(2) 対処すべき課題

「事業の経過およびその成果」を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、次の5つの施策を定め、事業活動の基本とし、重点的に推進しております。

1. 海外売上高比率50%の達成
2. 国内生産体制の拡充
3. 発展分野の研究開発に注力
4. 新システム活用
5. 不測の事態に対する的確な対応

1. 海外売上高比率50%の達成

当社グループの収益、成長の源泉は、国内・海外双方に存在し、リスク分散の観点からもバランスよく事業育成をしていく必要があるとの理解の元に、国内外における市場環境と当社グループの収益面、その他の影響を継続的に検討の上、現状29%（2020年3月末現在）の海外売上高比率を50%に引き上げることを、継続的な目標として掲げ、引き続き注力してまいります。

2019年度では、高分子事業における米国のウレタン樹脂新工場の稼働（2019年12月）や、化学品事業におけるタイ国の樹脂コンパウンド新工場の本格稼働（2020年1月）で生産能力を拡充すると同時に、顔料やグラビアインキ等既に海外での事業活動を精力的に展開している地域においては、収益環境を常時モニターすることにより、「攻略市場と戦略製品の選択と集中」を図り、「生産拠点の再構築」も含めて、グローバルな視点から適材適所での拠点化を進めてまいります。また、特にアジア新興国地域においては生産した製品を生産した国で販売し使っていただく「地産地消」をスローガンとして業務展開を進めていくことといたします。

2. 国内生産体制の拡充

社会、経済環境の変化により、現行国内生産拠点においては維持拡大が困難となってきました（周辺宅地化、法規制の変更、地域の理解など）。また、生産設備の老朽化に伴い、効率的な生産が維持できなくなるケースも生じています。

このため、現行拠点については、周辺環境に配慮した設備、体制で生産継続するとともに、新たに郊外の工業団地に生産拠点を移転することで対応しております。また、防災、安全にも十分配慮した生産体制を構築します。

具体的には、印刷総合システム事業および化学品事業では、2017年12月に取得した茨城県の坂東インター工業団地内の7万平米の区画に、2021年中の本格稼働を目指し、2019年11月に工事着工、現在も建設中にあります。技術や生産面での効率アップを目的とし、グラビアインキ、特殊コーティング剤等向けの効率の高い新設備、省人化設備の導入、適切な設備配置などを進めます。高分子事業では、赤羽製造事業所から佐倉製造事業所への生産部門の移転計画は完了し、2019年4月より、生産プロセスの改善、増産対応、新規開発品の生産対応など、新たな生産体制で運営しています。

また、佐倉製造事業所に技術棟を新設し、赤羽製造事業所からの完全移転を完了します。これにより、原材料メーカー、顧客との協働テーマ開発体制を一層強化してまいります。

3. 発展分野の研究開発に注力

お客様のニーズに合った製品を適時に供給することと同時に、企業価値創出を目的とし技術成果を事業に的確に結びつけるマネジメント手法により、既存分野に新たな技術を投入し、技術開発を促進します。また、継続的な成長の促進のためにも、長期的な視点から、発展分野と想定できる次の4つの分野に、資金と人材を投入していきます。

- ・環境分野
- ・エネルギー分野
- ・パーソナルケア分野
- ・IT・エレクトロニクス分野

その手法として、次の3つの方法で対応してまいります。

- ①環境調和、ESG、SDGsに向けた製品開発・・・二酸化炭素を原料とした樹脂、生分解性微粒子、化粧品用材料、バイオマス由来製品、水性製品
- ②高機能性材料の開発・・・カーボンナノチューブ分散体、放熱材料、顔料分散剤、機能性顔料
- ③基礎研究、社内外連携による研究開発の促進・・・機能性ポリマー、低摩擦ポリマー、燃料電池触媒

4. 新基幹システム活用

2018年10月より新基幹システムを導入しました。同様に大日精化（上海）化工有限公司、DAINICHI COLOR (THAILAND) ,LTD.にも同システムを導入済みです。これにより、連結売上高ベースの約80%をカバーしています。

海外法人残り6社についても、順次、新基幹システムの導入を進めていきます（ベトナム、インドネシア、中国、アメリカ等）。但し、現地法人の事業実態及び業務負担を考え、現地の事情に合致したローカルシステムを導入しますが、経営指標については、本社と共通した基準での数値を取り込み、連結での経営管理を行います。

新基幹システム導入と同時に、国内では3PL化（Third-party Logistics：物流業務の包括委託）及びWMS（Warehouse Management System：倉庫管理システム）を導入し、全社物流費データの把握が可能となりました。データ解析をもとに物流費抑制の取り組みを開始します。計画的な配送大口化、ストックポイントの集約など合理的な物流体制を構築します。

5. 不測の事態に対する的確な対応

従業員の安全確保と同時に製商品安定供給の観点から、2019年12月に端を発して拡大した新型コロナウイルス感染症に対しては、①従業員の感染を予防する措置、②従業員が感染したときの措置、③供給責任を果たすための措置、④経済情勢の悪化を想定した措置など、早期から事業継続のための対策を図っております。

＞ 事業報告

(3) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資の総額は、73億9千6百万円であります。

化成品事業においては、当社東海製造事業所における設備の拡充・改修を中心に、8億2千2百万円の設備投資を実施いたしました。

化学品事業においては、連結子会社であるDAINICHI COLOR (THAILAND), LTD.における新工場建設を中心に、32億9千万円の設備投資を実施いたしました。

高分子事業においては、連結子会社である浮間合成(株)における設備の拡充・改修及び連結子会社であるHI - TECH COLOR, INC.における新工場建設を中心に、8億8千6百万円の設備投資を実施いたしました。

印刷総合システム事業においては、茨城県の坂東インター工業団地における新工場建設を中心に、23億4千2百万円の設備投資を実施いたしました。

また、生産拠点の集約による効率的な生産体制の確立を目的として、浮間合成(株)の赤羽製造事業所の土地等16億9千7百万円を売却しております。

なお、複数の報告セグメントに係る設備投資については、適切な配賦基準によって各報告セグメントへ配分しております。

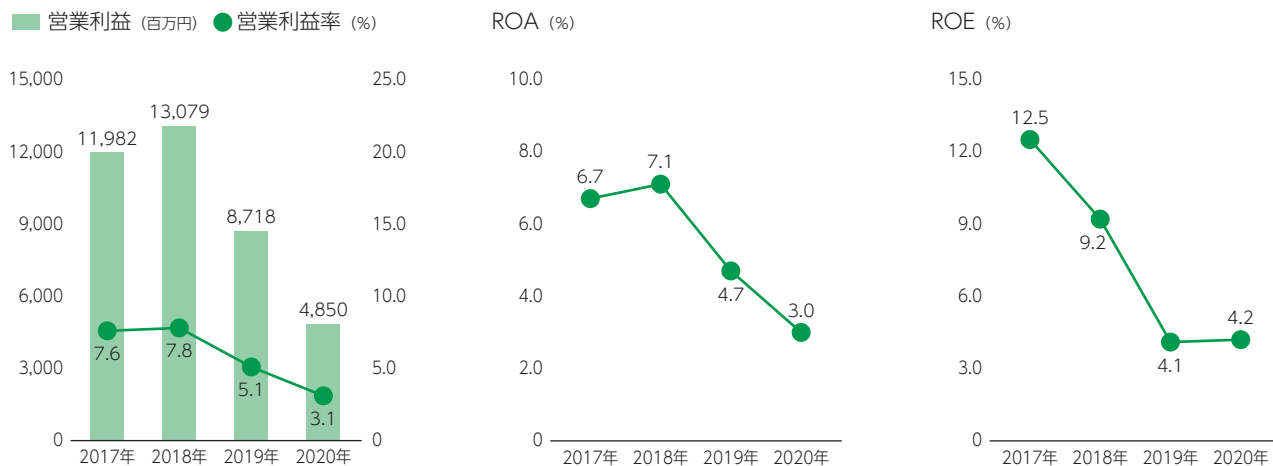
(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、当社グループは特記すべき資金調達は行っておりません。なお、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と総額80億円の特定期間融資枠契約（コミットメントライン）を締結しております。

(5) 財産及び損益の状況

区 分		第114期 (2017年3月期)	第115期 (2018年3月期)	第116期 (2019年3月期)	第117期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高	(百万円)	157,185	167,446	170,394	155,108
親会社株主に帰属 する当期純利益	(百万円)	9,950	8,361	3,876	3,977
1株当たり当期純利益	(円)	535.98	450.33	208.81	214.24
総 資 産	(百万円)	188,248	200,948	190,701	187,296
純 資 産	(百万円)	88,439	97,026	96,055	95,675
1株当たり純資産額	(円)	4,650.77	5,114.07	5,068.65	5,052.36

- (注) 1. 売上高、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。
 3. 2017年10月1日付で普通株5株を1株とする株式併合を行っております。第114期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。



➤ 事業報告

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

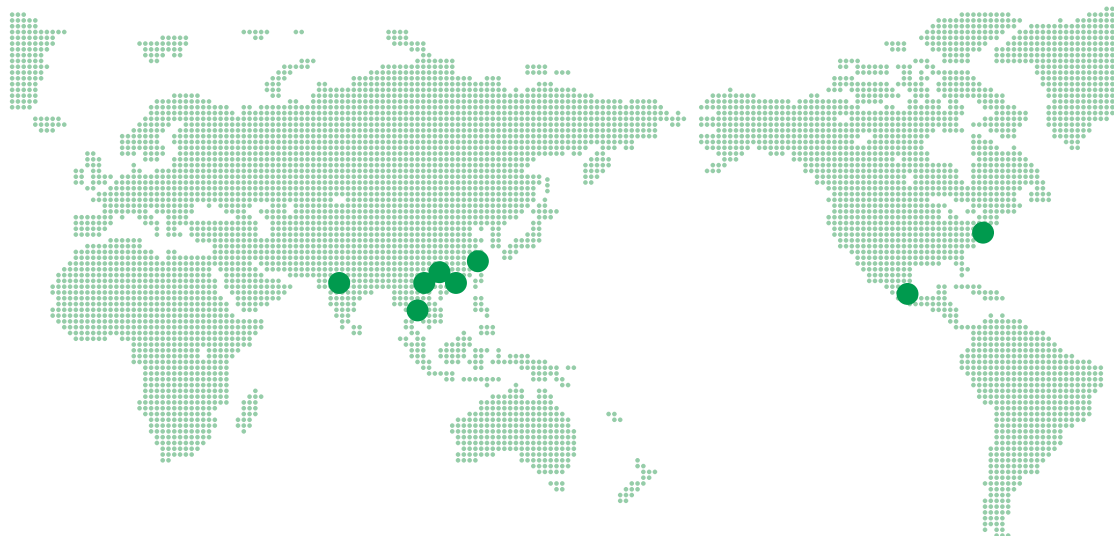
会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
浮 間 合 成 株 式 会 社	401百万円	100.0%	高分子事業製品の製造
ハ イ テ ッ ク ケ ミ 株 式 会 社	300百万円	100.0	化学品事業製品の製造
DAINICHI COLOR (THAILAND), LTD.	234百万Baht	93.0	化学品事業製品の製造販売
DAINICHISEIKA (HK) COLOURING CO., LTD.	83,000千HK \$	100.0	化学品事業製品の販売
東 莞 大 日 化 工 廠 有 限 公 司	121,000千HK \$	100.0	化学品事業製品の製造
大 日 精 化 （ 上 海 ） 化 工 有 限 公 司	22,230千US \$	100.0	化学品事業製品、高分子事業製品 及び印刷総合システム事業製品 の製造販売
DAINICHI COLOR VIETNAM CO., LTD.	8,700千US \$	60.0	化学品事業製品の製造販売
DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.	1,493,053千INR	100.0	化学品事業製品の製造販売
H I - T E C H C O L O R , I N C .	25,115千US \$	100.0	高分子事業製品の製造販売
DM COLOR MEXICANA S.A.DE C.V.	15,000千US \$	65.0	化学品事業製品の製造販売

- (注) 1. 資本金は、子会社の決算日現在であり表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権数も合わせて算出しております。
3. 当社の議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
4. DAINICHISEIKA, INCは、清算したため連結の範囲から除いております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

- ① 当社
本社：東京
支社：東日本（東京）、中部（愛知）、西日本（大阪）
製造事業所：東京、川口（埼玉）、東海（静岡）、大阪、滋賀
- ② 子会社の主要な事業所
浮間合成株式会社：赤羽（東京）、佐倉（千葉）
ハイツクケミ株式会社：成田（千葉）
DAINICHI COLOR(THAILAND),LTD.：タイ
DAINICHISEIKA(HK) COLOURING CO.,LTD.：香港
東莞大日化工廠有限公司：中華人民共和国
大日精化（上海）化工有限公司：中華人民共和国
DAINICHI COLOR VIETNAM CO.,LTD.：ベトナム
DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.：インド
HI-TECH COLOR,INC.：アメリカ
DM COLOR MEXICANA S.A.DE C.V.：メキシコ



> 事業報告

(8) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
化粧品事業	545名	△11名
化学品事業	2,129	△23
高分子事業	333	△7
印刷総合システム事業	618	0
その他の事業	56	△15
全社（共通）	190	23
合 計	3,871	△33

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,463名	24名	42.3歳	18.6年

(9) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	8,082百万円
株式会社三菱UFJ銀行	7,379
株式会社みずほ銀行	5,038
みずほ信託銀行株式会社	3,664
株式会社千葉銀行	3,377
株式会社足利銀行	2,655

(注) 主要な借入先の状況は、当社の借入先及び借入額を記載しております。

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

前連結会計年度において連結子会社でありました上海大日富泉化工有限公司、DAINICHISEIKA, INC. 及び DAICOLOR USA, INC. については清算したため連結の範囲から除いております。

また、㈱タウンアートについては、全株式を売却したため連結の範囲から除いております。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 18,613,110株（うち自己株式 47,702株）
 (3) 株主数 3,415名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	902千株	4.85%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	882	4.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	697	3.75
大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社	654	3.52
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	601	3.23
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	520	2.80
大 日 精 化 従 業 員 持 株 会	440	2.37
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	371	1.99
高 橋 靖	363	1.95
日 本 パ ー カ ラ イ ジ ン グ 株 式 会 社	359	1.93

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（47,702株）を減じた株式数を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋弘二	業務推進室、社長室、秘書室、内部監査室、特定事業企画室、環境安全統括室、品質化学品統括室担当 ディー・エス・エフ株式会社代表取締役社長
代表取締役専務	中村一男	生産機構総括 推進機構総括 購買本部、海外事業本部担当 CSR・リスク管理推進本部担当 最高情報セキュリティ責任者
取締役	榑原俊哉	推進機構担当 事業管理本部、経理・財務本部、 情報システム本部担当 最高財務責任者
取締役	齋藤修	生産機構担当 各製造事業所、生産推進本部、施設・設備本部担当
取締役	多田和資	事業機構総括 顔料事業部、合樹・着材第1事業部、 ファインポリマー事業部、オフセットインキ事業部、 新規事業開発本部担当 DAICOLOR ITALY S.R.L.社長
取締役	小城義尚	技術機構総括
社外取締役	瀧野裕之	
社外取締役	山田恒太郎	
監査役（常勤）	川田勝久	
監査役（常勤）	蒲生善郎	
社外監査役	伊東君男	
社外監査役	佐藤幸平	

(ご参考)

当社は、一部の組織担当の任を常務執行役員に委譲しております。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 務 執 行 役 員	廣 田 恵 司	推進機構担当 総務・人事本部、 広報本部担当
常 務 執 行 役 員	一 関 昌 文	事業機構担当 化成品事業部、 合樹・着材第2事業部、 コート材事業部、 グラビアインキ事業部担当
常 務 執 行 役 員	坂 井 尚 之	技術機構担当 技術管理本部、 合成研究本部、 分散研究本部担当

- (注) 1. 取締役瀧野裕之氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 取締役山田恒太郎氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 社外監査役伊東君男氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役伊東君男氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 社外監査役佐藤幸平氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 2019年6月27日開催の第116期定時株主総会終結の時をもって、横田修氏は任期満了により監査役を退任、永島一夫氏は監査役を辞任いたしました。

事業報告

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (うち、社外取締役)	192 (15)	192 (15)	— (—)	8 (2)
監査役 (うち、社外監査役)	45 (13)	45 (13)	— (—)	6 (3)
合 計 (うち、社外役員)	237 (28)	237 (28)	— (—)	14 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第111期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。
 なお、使用人兼務取締役の使用人分給与をこの報酬限度額に含まないものと決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第89期定時株主総会において年額95百万円以内と決議いただいております。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

(3) 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2018年6月27日開催の第115期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、それぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。

これに基づき、当事業年度中に退任した監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

監査役 2名 6百万円（うち社外監査役 1名 2百万円）

なお、過年度の事業報告において監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として5百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度における主な活動状況
・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会（13回開催）		監査役会（17回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役	瀧野裕之	13回	100%	—	—
社外取締役	山田恒太郎	13	100	—	—
社外監査役	伊東君男	13	100	17回	100%
社外監査役	佐藤幸平	10	100	12	100

(注) 1. 佐藤幸平氏は2019年6月27日開催の第116期定時株主総会において監査役に就任しております。

2. 佐藤幸平氏の取締役会及び監査役会への出席回数及び出席率は、監査役就任後の回数であります。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

社外監査役伊東君男氏は、税理士の経験から財務・会計の適切な知見から意見を述べ、また、社外取締役瀧野裕之氏、山田恒太郎氏、社外監査役佐藤幸平氏は、他社での企業集団経営における豊富な経験と能力、幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会又は監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、各社外役員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。社外役員が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負うこととしております。ただし、各社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 監査法人 保森会計事務所

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46

- (注) 1. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。会計監査人が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負うこととしております。ただし、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、将来の事業展開、経営基盤の強化並びに内部留保の充実等の事項を総合的に勘案しつつ、株主各位への利益還元を重視した配当政策を継続的に実施することを基本方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2020年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	107,748
現金及び預金	29,915
受取手形及び売掛金	47,331
商品及び製品	18,797
仕掛品	567
原材料及び貯蔵品	9,129
その他	2,093
貸倒引当金	△87
固定資産	79,548
有形固定資産	47,406
建物及び構築物	15,736
機械装置及び運搬具	10,923
工具、器具及び備品	2,131
土地	14,086
リース資産	510
建設仮勘定	4,017
無形固定資産	2,955
投資その他の資産	29,186
投資有価証券	19,349
出資金	548
繰延税金資産	1,243
退職給付に係る資産	6,102
その他	1,962
貸倒引当金	△18
資産合計	187,296

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	60,177
支払手形及び買掛金	25,641
短期借入金	15,107
1年内返済予定の長期借入金	8,978
リース債務	212
未払法人税等	506
賞与引当金	2,227
関係会社整理損失引当金	81
環境対策引当金	10
その他	7,411
固定負債	31,444
長期借入金	16,740
リース債務	690
繰延税金負債	167
関係会社整理損失引当金	1,190
環境対策引当金	3,195
退職給付に係る負債	8,840
その他	619
負債合計	91,621
純資産の部	
株主資本	90,680
資本金	10,039
資本剰余金	9,772
利益剰余金	70,978
自己株式	△110
その他の包括利益累計額	3,118
その他有価証券評価差額金	6,552
為替換算調整勘定	△1,592
退職給付に係る調整累計額	△1,841
非支配株主持分	1,876
純資産合計	95,675
負債純資産合計	187,296

連結損益計算書（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		155,108
売上原価		131,329
売上総利益		23,779
販売費及び一般管理費		18,929
営業利益		4,850
営業外収益		
受取利息	194	
受取配当金	415	
固定資産賃貸料	101	
持分法による投資利益	222	
保険配当金	128	
その他	302	1,364
営業外費用		
支払利息	400	
為替差損	11	
その他	221	633
経常利益		5,582
特別利益		
固定資産売却益	112	
投資有価証券売却益	412	
受取保険金	122	
その他	49	696
特別損失		
固定資産除却損	232	
減損損失	1	
投資有価証券評価損	237	
関係会社整理損失引当金繰入額	651	
環境対策引当金繰入額	150	
その他	212	1,484
税金等調整前当期純利益		4,794
法人税、住民税及び事業税	558	
法人税等調整額	257	816
当期純利益		3,977
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		3,977

計算書類

貸借対照表（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	69,830
現金及び預金	10,263
受取手形	4,276
売掛金	32,970
電子記録債権	5,472
商品及び製品	12,084
仕掛品	481
原材料及び貯蔵品	3,342
未収入金	449
その他	492
貸倒引当金	△4
固定資産	62,721
有形固定資産	21,596
建物	5,434
構築物	918
機械及び装置	3,474
車両運搬具	24
工具、器具及び備品	1,555
土地	6,959
リース資産	246
建設仮勘定	2,983
無形固定資産	2,427
借地権	179
ソフトウェア	2,141
その他	106
投資その他の資産	38,697
投資有価証券	10,976
関係会社株式	15,632
関係会社出資金	4,090
前払年金費用	6,206
繰延税金資産	641
保険積立金	721
その他	444
貸倒引当金	△16
資産合計	132,551

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	48,103
支払手形	529
買掛金	22,023
電子記録債務	997
短期借入金	7,645
1年内返済予定の長期借入金	8,958
未払金及び未払費用	5,032
未払法人税等	266
賞与引当金	1,527
環境対策引当金	10
その他	1,112
固定負債	26,897
長期借入金	17,976
リース債務	218
退職給付引当金	4,997
環境対策引当金	3,192
その他	513
負債合計	75,000
純資産の部	
株主資本	53,108
資本金	10,039
資本剰余金	8,141
資本準備金	8,137
その他資本剰余金	4
利益剰余金	35,037
利益準備金	2,224
その他利益剰余金	32,813
圧縮記帳積立金	1,291
別途積立金	5,870
繰越利益剰余金	25,651
自己株式	△110
評価・換算差額等	4,441
その他有価証券評価差額金	4,441
純資産合計	57,550
負債純資産合計	132,551

損益計算書（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		117,685
売上原価		100,777
売上総利益		16,907
販売費及び一般管理費		15,324
営業利益		1,583
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	825	
固定資産賃貸料	135	
保険配当金	87	
その他	120	1,170
営業外費用		
支払利息	292	
為替差損	56	
その他	77	426
経常利益		2,326
特別利益		
固定資産売却益	109	
投資有価証券売却益	334	
受取保険金	113	
その他	20	578
特別損失		
固定資産除却損	98	
投資有価証券評価損	237	
関係会社株式評価損	869	
環境対策引当金繰入額	150	
その他	40	1,395
税引前当期純利益		1,508
法人税、住民税及び事業税	478	
法人税等調整額	△747	△268
当期純利益		1,777

＞ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

大日精化工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

東京都 港区

代 表 社 員 公認会計士 横 山 博 ⑤
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公認会計士 若 林 正 和 ⑤
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大日精化工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大日精化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実行する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

> 会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

大日精化工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所
東京都 港区

代表社員 公認会計士 横山 博 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 若林 正和 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大日精化工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

＞ 監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び主管部門責任者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日 大日精化工業株式会社 監査役会

監査役（常勤）	川	田	勝	久	印
監査役（常勤）	蒲	生	善	郎	印
社外監査役	伊	東	君	男	印
社外監査役	佐	藤	幸	平	印

以上

大日精化のCSRとマネジメント

私たちは人権・労働・環境・腐敗防止など、企業市民として果たすべき社会的責任をCSR基本方針として定め、企業活動に反映させています。

CSR 基本方針（2011年1月18日改訂）このCSR 基本方針は、大日精化及び全ての大日精化グループに適用します。

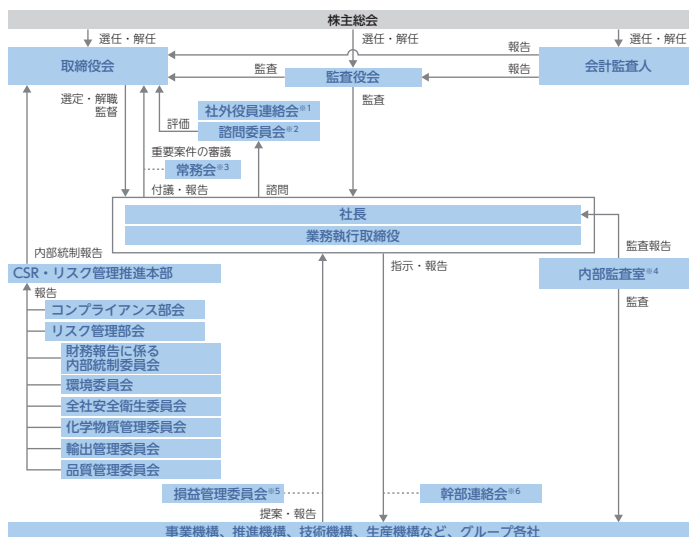
人権	私たちは、基本的人権を尊重し、人権侵害には加担しません。	コミュニ ティ	私たちは、常に社会の一員であることを念頭に置き、地域活動へ積極的に参加し、市民社会の秩序や安全性確保に努めます。また、企業活動に関する情報を適切に公開します。
労働	私たちは、労働者の多様性、人格、個性を尊重し、雇用の確保と安全で働きやすい環境を確保するとともに、強制労働や児童労働はさせません。	情報の保護	私たちは、企業財産である情報及びプライバシー情報を保護します。
環境	私たちは、自然環境と企業との共存を必須課題とし、汚染の予防、限りある資源の有効活用、自然環境の保護と回復に努めます。	リスク管理	私たちは、定期的な事業の評価を行うことにより新たなリスクを早期発見し、そのリスクの排除に努めます。
公正・コンプライアンス	私たちは、公正・透明・自由な競争並びに適正な取引を行うとともに、一切の腐敗（不正）行為はしません。また、国内外の法令（その他合意した事項）を遵守します。	経営資源	私たちは、企業活動の源泉である経営資源の適正配分と利益の確保に努めます。
消費者	私たちは、今後とも、より安全で環境にやさしい社会的に有用な製品、サービスを開発し、提供し続けます。	教育	私たちは、これらを達成するために、全役員及び全従業員に対して継続的に教育を実施し、CSR 取組の体制を向上するよう努めます。

コーポレート・ガバナンス

当社グループは経営の透明性及び効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、社会に貢献していくため、コーポレート・ガバナンスを整備・拡充することが、経営上の重要な課題の一つであると考えています。

コーポレート・ガバナンスに関する
詳細情報はこちら

<http://daicolor.co.jp/csr/governance/index.html>



株 主 メ モ

- *事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
- *定時株主総会 毎年6月
- *基準日 毎年3月31日
なお、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を臨時に定めることができる。
- *剰余金の配当の基準日 毎年3月31日及び中間配当を実施するときは毎年9月30日
- *株主名簿管理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
特別口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社
- *事務取扱場所 みずほ信託銀行株式会社
本店証券代行部
- *お取扱窓口 お取引の証券会社等。特別口座管理の場合は、特別口座管理機関のお取扱店。
- *特別口座管理機関
お取扱店 みずほ証券及びみずほ信託銀行
フリーダイヤル 0120-288-324
(土・日・祝日を除く9:00～17:00)
- *未払配当金のお支払 みずほ信託銀行 本店及び全国各支店
みずほ銀行 本店及び全国各支店
(みずほ証券では取次のみとなります)
- *公告方法 当社は公告方法について、電子公告を採用しております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
※ 貸借対照表、損益計算書は、EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）にて開示しております。

株主総会会場 ご案内図

日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

会場 当社本社ビル 9階 彩鳳
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目7番6号

交通 ● JR総武快速線 馬喰町駅2番出口より 徒歩2分 ● 地下鉄都営浅草線 東日本橋駅B4出口より 徒歩6分
● 地下鉄都営新宿線 馬喰横山駅A1出口より 徒歩3分 ● 地下鉄東京メトロ日比谷線 小伝馬町駅2番出口より 徒歩8分

お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



大日精化工業株式会社
<http://www.daicolor.co.jp/>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

